

特集 《パテントコンテスト及びデザインパテントコンテスト・知財教育》

パテントコンテスト・デザインパテント コンテストと知的財産人材育成



特許庁 企画調査課長 桂 正憲

要 約

本年度は、パテントコンテストの開始から10年が経過したことを受けて、これまでのコンテストで表彰された作品のうち、事業化等にもっとも進展が認められた個人・グループを表彰する特許庁長官賞を創設しました。本稿では、パテントコンテスト・デザインパテントコンテストと「知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発事業」の関わりや、特許庁長官賞の創設に至った経緯、本年度の受賞候補等をご紹介します。

目次

1. はじめに
2. パテントコンテスト・デザインパテントコンテスト
3. 「知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発事業」との関わり
4. コンテスト表彰作品の実施状況調査
5. 「特許庁長官賞」の創設と表彰
6. おわりに

1. はじめに

我が国を取り巻く昨今の経済情勢が大変厳しい中、我が国企業がグローバル競争に勝ち抜いていくためには、ビジネスのあらゆる局面において、知的財産を戦略的に活用することが必要不可欠であり、知的財産に関わる優れた人材（知的財産の保護・活用に関わる専門家や、知的財産をフルに活かした新しいビジネスモデルが構築できる人材、など）が求められています。

こうした知的財産に関わる人材を生み出すため、様々な人材層を対象として人材育成の取組が行われておりますが、その中でも、社会に出る前の若い世代を対象とした知的財産の実践教育が、即効性には劣るものの、特に重要な取組であることは論を待ちません。「鉄は熱いうちに打て」の言葉ではありませんが、若いうちに、知的財産や知的財産制度の実践的・体験的な学習を通じて、発明や創作をすることのすばらしさや、他人の発明や創作を尊重することの大切さを学ぶことは、その後、社会に出てビジネスを行う際の大きな力になるからです。

このようなことを背景として、知的財産戦略本部の知的創造サイクル専門調査会が平成18年1月に公表

した『知的財産人材育成総合戦略』では、知的財産の保護・活用に直接的に関わる「知的財産専門人材」、知的財産を創造する「知的財産創出人材」、知的財産を活かした経営を行う「知的財産マネジメント人材」の育成に加えて、知的財産を将来創造することが期待される「裾野人材」の育成の重要性が示されています。

また、同本部の知的財産による競争力強化・国際標準化専門調査会が昨年1月に公表した『知財人材育成プラン』では、「我が国の産業を下支える中小企業や将来の我が国を担う児童・生徒・学生に対する知財教育を充実させて知財人材の裾野の一層の拡大を図ることも重要である」とされています。

ここで、図1に、特許庁と独立行政法人工業所有権情報・研修館（以下、「INPIT」と表記します。）が行っている知的財産人材の育成支援のイメージを示します。幅広い層を対象とした知的財産人材の育成支援の中で、社会に出る前の学生・生徒を対象としたものとしては、産業財産権標準テキスト等の作成、知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発事業の実施、パテントコンテスト・デザインパテントコンテストの開催、を挙げることができます。本稿では、以下、パテントコンテスト・デザインパテントコンテストと、知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発事業を取り上げて、特許庁・INPITの取り組みをご紹介します。

2. パテントコンテスト・デザインパテントコンテスト

パテントコンテスト・デザインパテントコンテスト

は、全国の高校生、高等専門学校生、大学生等が創造した発明・デザインの中から優れたものを出願支援対象として選考し表彰する事業で、文部科学省、特許庁、INPIT 及び日本弁理士会が協力して実施しています。

このコンテストは、知的財産（発明、デザイン）の創造、及び保護（特許権、意匠権の取得）を実践することを通じて、コンテストに参加する生徒・学生の知的財産に対する意識と知的財産制度に対する理解の向上をはかることを狙いとしています。毎年、多数の応募作品の中から優れた発明・デザインを選考して出願支援対象として表彰し、表彰された発明・デザインを創造した生徒・学生は、その後、日本弁理士会の弁理士の支援を受けながら実際に特許や意匠の出願から権利取得までの過程を実践（体験）することができます。

パテントコンテストは、平成 14 年度にスタートし、昨年度までに 1,976 作品の応募があり、131 件が表彰されて特許出願支援の対象となりました。また、デザインパテントコンテストは、平成 20 年度にスタートし、昨年度までに 393 件の応募があり、98 件が表彰されて意匠出願支援の対象となりました。

私もコンテストの選考に参加させていただきましたが、応募作品の中に、そのような商品があったら購入してみたいと思わせる、キラリと光るアイデアや洗練されたデザインの提案が含まれており、高校生、高専

生、大学生のポテンシャルの高さに驚かされました。コンテストをきっかけとして才能が開花した若者が、今後、社会に出てどのように活躍していくか、想像するだけでも楽しくなってきます。年々、応募者数が伸びてきており、コンテストとして注目を集めてきておりますので、今後、ますます盛り上がりを見せることを期待しております。

出願支援対象とした案件の権利化の実績ですが、平成 24 年 8 月現在の数字で、表彰され出願支援を受けた案件のうち特許登録されたものが 70 件、意匠登録されたものが 67 件です。審査中の案件がありますので、この実績はもう少し伸びる見通しですが、おおよそ特許登録が 60% 程度、意匠登録が 70% 程度といずれも良好な成績を挙げております。

なお、本年度（平成 24 年度）に実施されたコンテストの詳細については、他稿にて紹介されると思いますので割愛させていただきます。

3. 「知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発事業」との関わり

また、特許庁と INPIT は、パテントコンテスト・デザインパテントコンテストと対をなす取り組みとして、ものづくりや商品開発等の実践を通じて、知的創造力を育む取組を行う専門高校（工業・商業・農業・

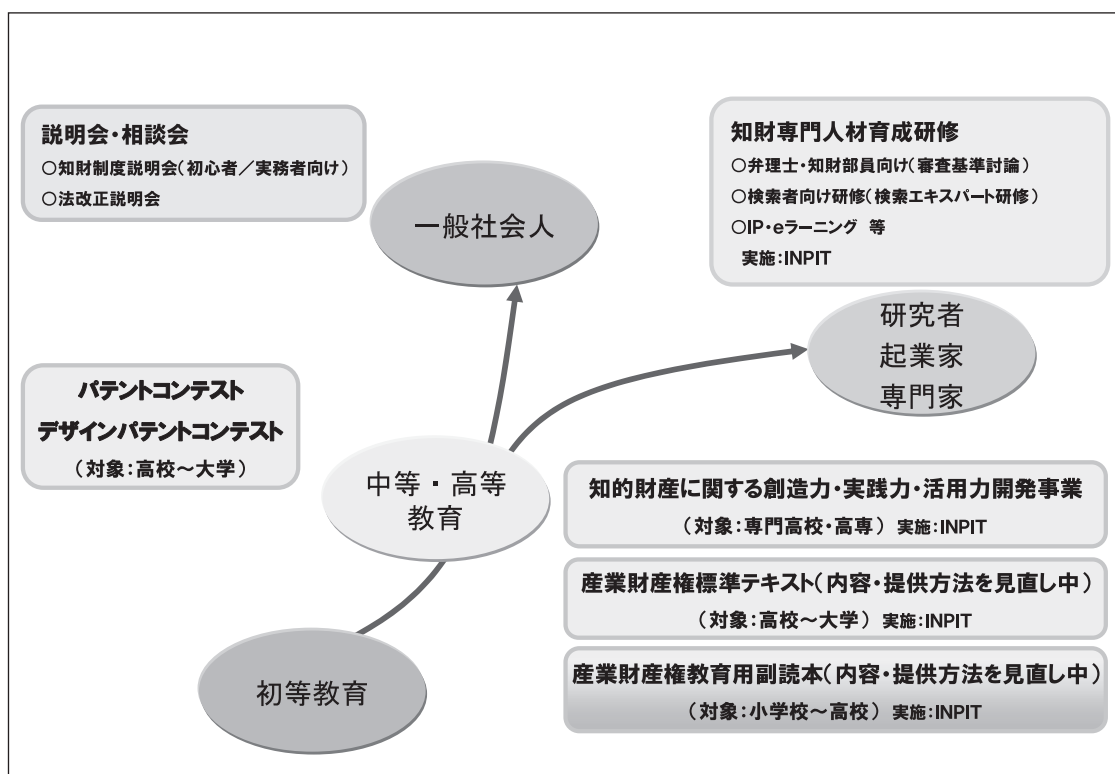


図 1：特許庁／INPIT が行う知的財産人材育成支援のイメージ

水産)及び高等専門学校に対し必要な支援を行う「知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発事業」を推進しています(本事業は、平成12年度に特許庁が「産業財産権標準テキストを活用した知的財産教育推進協力事業」として開始し、平成19年度にINPITへ移管して「産業財産権標準テキストを活用した知的財産教育開発推進校事業」となり、平成23年度に「知的財産に関する創造力・実践力開発事業」へと事業名を変更して継続的に実施しているものです)。本年度は、100校という多数の学校に参加いただいております。

本事業の狙いは、アイデアを知的財産へ具体化していく過程や、模擬的な出願書類を作成する過程等を通じて、新しいものや仕組みを企画・提案する「創造力」、その企画・提案を実社会のルールの中で具体化する「実践力」、商品や装置を試作したり、販売企画を立案したり、地域の企業とタイアップして商品化したり、という形での「活用力」を生徒・学生に身につけてもらおうというものです。

本事業に参加していただいている専門高校や高専の先生方は、クラブ活動を通じた発明の創作や、地域活性化に向けたブランドづくり、地元企業向けの商品アイデアの創出など、それぞれ工夫をこらした知財実践教育に取り組んでおられ、その成果については、全国産業教育フェアの会場をお借りして、平成23年の「第21回 鹿児島大会」、本年の「第22回 岡山大会」で発表していただきました。「特許行政年次報告書2012」においても、愛知県立渥美農業高等学校のサイコロ型メロン「カクメロ」(商標権・特許権を取得)と、長崎県立島原農業高等学校のマルチフィルム「畑に張る農業用フィルム」(意匠権・実用新案権を取得)の事例を紹介させていただきましたので、是非ご覧下さい。

本年度に実施されたパテントコンテストの応募校は66校(平成23年度からの増加は10校)、デザインパテントコンテストの応募校は31校(同6校)でした。両コンテストの重複を排除した応募校は83校(同14校)ですが、このうち本事業の参加校が41校にのぼっていることから、両コンテストが生徒・学生にとって創造力・実践力・活用力を磨く上での目標の一つになっていることが分かります。

4. コンテスト表彰作品の実施状況調査

パテントコンテストの開始から10年が経過したこ

とを受けて、特許庁は、これまでの表彰作品に対して実施状況調査を行いました。具体的には、調査時点までに特許登録又は意匠登録を受けていた約120件の表彰作品の権利者へ調査票を郵送し、現在の実施状況を以下①～⑥のいずれかで回答いただくとともに、事業化等されている場合は、その状況を証明できるカタログや新聞記事等を提供いただきました。

- ①商品として事業化され、当該商品が全国的又は地域で有名になっている。
- ②商品として既に事業化されている。
- ③事業化に向けて、商品の試作に着手している。
- ④他者への権利の譲渡・許諾やその準備を行っている。
- ⑤企業等から商品化・実用化の打診を受けている。
- ⑥最終的に事業化には至らなかった。

回答をいただいた中には、企業等の協力を得て商品を試作した事例、数量限定で商品化に成功し新聞等で紹介された事例、さらに量産を行い事業化に成功している事例等、上記①～③のいずれかに該当し、事業化等に進展が認められた案件が、特許8件、意匠1件の計9件ありました。

平成25年度も、同様の実施状況調査を行う予定です。今回調査で回答をいただいた表彰作品については、新たな進展について報告いただけるものと期待しております。また、今回調査で回答をいただけなかった表彰作品についても個別に調査を行い、事業化等に進展が認められた案件の掘り起こしに努めたいと考えております。

5. 「特許庁長官賞」の創設と表彰

この実施状況調査の結果を受けて、事業化等にもっとも進展が認められた特許登録作品又は意匠登録作品を表彰すべく、本年度新たに「特許庁長官賞」を創設しました。そして、外部有識者を含む選考委員会により選考した結果、平成19年度パテントコンテスト「高校部門」の表彰作品となった「食品添加物を使用しない食肉加工品の製造法」の特許庁長官賞候補としました。

コンテスト応募時、茨城県立水戸農業高等学校に在籍されていた10名の生徒さん(保立貴博さん、益子喜好さん、山口正仁さん、横倉大輔さん、山野隼さん、大森彩香さん、佐川亜紀子さん、猿田えりかさん、寺門未来さん、綿引真実さん)による作品です。ハムな

どの食肉加工品に用いる発色剤として、一般的な亜硝酸塩、硝酸塩等の食品添加物を使用せず、野菜由来の硝酸イオンの還元作用による天然発色を利用した食肉加工品の製造技術です。様々な野菜と一緒に豚肉を漬け込み、発色と味の違いを試行して、もっとも適した発色剤を見つけ、本製造技術の発明に至ったそうです。



図2：食品添加物を使用しない食肉加工品の製造

本作品は、弁理士の出願支援を受けて、平成21年に特許権を取得しました（特許登録第4295341号）。その後、(財)茨城県中小公社、麻生ハム工房ネイチャーファーム（茨城県行方市、横山正英代表）の協力を得て新商品を開発し、平成23年には、麻生ハム工房ネイ

チャーファームとの間で特許実施許諾契約が締結されました。現在、同社から「ベジータベーコン」の商品名で、主に茨城県内と東京都内で販売されているとのことですが、今後さらなる飛躍が期待されます。

この特許庁長官賞候補は、平成25年1月28日のパテントコンテスト及びデザインパテントコンテスト表彰式にて表彰される予定であり、表彰会場にて、受賞者からプレゼンテーションをいただく予定となっています。

6. おわりに

知的財産制度は、「活用」されて初めて社会に富をもたらすものであることに鑑みると、若い世代に対する知的財産実践教育においても、創造された知的財産が権利化される段階までに留めるべきでなく、地域の企業等とのタイアップによる商品化といった、知的財産の「活用」フェーズまでを経験させることが大切です。その意味で、知的財産権の「活用」への大きなインセンティブとなり得る特許庁長官賞を設けたことの意義は大きいと考えています。是非、本年度にコンテストで表彰される作品を含め、これまで出願支援を受けた作品関係者に対し、特許庁長官賞を目指して、商品化等へ向けて取り組んでいただければと思います。

また、本年度は、初年度ということもあり、発明に主体的に取り組んだ個人・グループを対象とした表彰となりましたが、次年度以降、少し幅を広げて、発明の創造や事業化を支援した学校や団体を対象とした表彰についても検討し、特許庁長官賞の充実に努めて参ります。

以上、パテントコンテスト・デザインパテントコンテストと知的財産人材育成の関わりを中心に述べさせていただきました。今後とも、知的財産人材育成の取り組みへのご理解とご支援をいただけますようお願い申し上げます。

(原稿受領 2012. 12. 25)